

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和4年度第3回津市人権施策審議会
2 開催日時	令和4年12月27日（火曜日） 午前9時30分から正午まで
3 開催場所	本庁舎 8階大会議室A
4 出席した者の氏名	（津市人権施策審議会委員） 岡本祐次、楠本 孝、川口節子、鈴木恵子、青木幸枝、片岡福生、岩崎良子、鈴村圭子、高鶴かほる、田中茂範、谷口美子、山口登、原田朋記、伊藤好幸、金子誠子、佐藤ゆかり、杉田宏 （事務局） 市民部長 南条弥生 市民部次長 平井徳昭 人権課長 藤田善樹 人権教育課長 鈴木武史 人権課人権担当主幹 西澤幸生 人権課主査 遠藤志乃
5 内容	令和3年度津市人権施策事務事業の評価について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	市民部人権課人権担当 電話番号 059-229-3165 E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 次のとおり

事務局(藤田)	定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第3回津市人権施策審議会を開催いたします。 本日は、ご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。それでは、開会に当たりまして、市民部長の南条よりご挨拶を申し上げます。
市民部長	本日は、令和3年度津市人権施策推進事業の評価について、ご審議をいただきます。ご審議をいただきます評価書案の作成にあたりましては、評価検討委員の皆さまにはお忙しい中、215の事業についてそれぞれ評価・提言をいただきました。また岡本会長をはじめ、何度もご協議をいただき、評価書案として取り纏めていただきました。誠にありがとうございました。 私も評価検討員会に数回出席をさせていただき、委員の皆さまの意見等を直接聞く中で、その評価は翌年度の事業に反映できているのかといったご意見もありました。ここまで熱心に丁寧にご協議をいただきましたので、本日の審議会で得た評価を各部署がよりよいかたちで活かしていけるように、私ども事務局の仕事として、その責任をしっかりと果たしていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。
事務局(藤田)	それでは、審議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。①本日の事項書、②座席表、③委員名簿、④令和4年度評価検討委員班編成表、⑤令和3年度津市人権施策事務事業進捗状況報告書、⑥令和3年度津市人権施策事務事業進捗状況評価書。以上でございます。無い場合配布させていただきますが、よろしいでしょうか。 それでは、本日の委員の皆様の出欠状況ですが、片岡委員と川口委員と中川委員につきましては、欠席のご連絡をいただいております。杉田委員と青木委員は

	まだみえておりません。委員１９名中、現在のところ１４名のご出席をいただいておりますことから、「人権が尊重される津市をつくる条例」第１１条第２項の規定により、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。なお、本審議会につきましては、津市情報公開条例第２２条及び第２３条の規定に基づき公開審議とし、また、会議結果は、市のホームページでも公開しますので、併せてご了承ください。 それでは、最初に、岡本会長からご挨拶をいただきます。
岡本会長	おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきました。 今日はここに記してありますように、「令和３年度津市人権施策推進事業の評価について」ご審議をいただきます。 正月を控えて、大変お忙しい中でございますので、できるだけ要領よく会議を進めまして、速やかに終了したい、そういうふうに思っておりますので、よろしくご協力の程をお願いいたします。
事務局(藤田)	会長、どうもありがとうございます。 なお、岡本会長におかれましては、お体が万全ではございませんので、条例第１０条第３項の規定に基づき、楠本副会長に議事進行いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
楠本副会長	それでは、私の方で進行をさせて頂きたいと思います。 本日中に評価書の審議を終えたいと考えておりますので、若干時間の延長をお願いすることもあるかもしれません。予めご了承ください。 それでは、最初に、令和３年度 津市人権施策事務事業 進捗状況評価書（案）の作成の経過を事務局から報告いただきます。
事務局(西澤)	それでは、令和３年度 津市人権施策事務事業 進捗状況評価書（案）の作成の経緯につきまして、ご説明申し上げます。着座での説明をお許しください。 令和４年３月に人権課におきまして、令和３年度に本市で実施しました人権に関する事業の進捗につきまして、関係部局に調査を実施しました。そして、５月・６月に調査結果を委員の皆さまに送付し、ご質問・ご提言をいただきました。その後６月に、委員の皆さまからいただいた事業内容について、ご質問・ご提言につきまして関係部局へ照会をして、７月にその回答を取り纏めました。そして、７月から１０月にかけて３班の評価検討委員の皆様と岡本会長により、班ごとに７回から８回、合計２２回の評価検討委員会を開催して、事業の評価をしていただきました。事業別の評価につきましては、Ａ３判の報告書案として取り纏めました。これを基に各班により、施策分類ごとの評価ランク、取組の評価、今後の取組を取り纏めていただきました。お手元の令和３年度 津市人権施策事務事業 進捗状況評価書（案）でございます。 本日の審議会におきましては、この評価書案を皆さまにご審議いただき、人権施策審議会による、令和３年度 津市人権施策事務事業 進捗状況評価書としたいと思います。なお、この評価書案の１ページから３ページにつきましては本市の各課が実施しました施策を纏めて記述したものですので、本日は４ページ以降の「２ 総合的な評価・提言」、「３ 施策別評価・提言」を中心にご審議いただきたいと思います。 経過報告は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
楠本副会長	今の事務局からの報告につきまして、何かご質問等ございましたらお願いします。

佐藤委員	今、4ページからを中心に議論をするということでしたが、ちょっと2ページにどうしてもちゃんとしていただきたい部分があるのですが、よろしいでしょうか。 2ページの「女性の人権」の2行目の部分、「また、出会い学習を実施して、当事者の思いや生きざまを学び、意識を高める機会とした。」という一文がありますが、前回少し指摘させていただきましたが、報告書の15ページの43の事業ですね。これで、出会い学習で女性の人権に関する実施はゼロというふうになっていると前回指摘しました。回答の方も拝見すると、やはり出会い学習として女性の人権はやっていないという回答を得ていますので、この一文は削除していただければと思うのですがいかがでしょうか。
楠本副会長	43の事業のところ、ページでいうと15ページですね。
佐藤委員	質問のところにいろいろと番号を振ってあるのですが、「③女性の人権はやって 있습니까」ということを聞いていて、その回答として②・③・⑤について「本事業を活用した取組はありませんでした。」というふうに書いてありますので、「出会い学習を実施して、当事者の思いや生きざまを学び、意識を高める機会とした。」というのは、他の人権課題ではそうかもしれませんが、女性の人権のところにこの一文を置くのはちょっと不自然な気がしますので、削除をお願いしたいと思います。
楠本副会長	回答では、②・③・⑤の事業について「本事業を活用した取組はありませんでした。」という回答になっています。そして、②・③・⑤というのは、「子どもの人権」と「女性の人権」と「高齢者の人権」ということになりますけれども。
事務局(西澤)	副会長、すみません。 ご指摘のとおり、よく見直して修正させていただきたいと思います。
楠本副会長	では、この一文は削除するということで。他の委員の方は何かありますか。
青木委員	今、出会い学習に関してはおっしゃったとおりだと思います。ただ、人権学習の取組イコール出会い学習ではないですので、出会い学習は外部の人に来ていただいて行う一部の事業ですから、全体像としてどういうふうになっているのかということ把握していただいて、そのように表記にさせていただいてはいかがでしょうか。
鈴木 人権教育課長	失礼します、人権教育課長の鈴木です。どうぞよろしくお願いします。 今ご指摘いただきました、実際に実施したのはゼロという部分については、人権学習推進事業という事業を使った出会い学習の取組については、実際に回数はなかったのですが、学校で女性の人権に関わっている取組を、例えば教科書の社会科とか家庭科の記述を使いながら、または実際に教職員がともに考えていく一人として、女性の人権であるとか、男女共同参画、ジェンダーなどのことについて学んだりという取組は学校でもされている部分ですので、実態はあります。ですので、ここの表記については人権学習推進事業という事業を使った出会い学習についてはゼロであったということをご理解いただけたらと思います。
楠本副会長	1ページから3ページにかけての人権に関する施策の取組状況については、全体に文章をコンパクトにするために、説明文がやや不足しているというふうに思われる部分が確かに何か所かあります。その意味では、出会い学習の部分について

	でも今のようなご指摘がありましたので、より実態に則したように文章に修正していただくと。人権教育課とご協議いただいて、実態とかけ離れていないような表現に事務局で修正していただくようにお願いします。 今、青木委員の方からご指摘がありましたように、もし女性の人権のところで記述するのが相応しくないのであれば、もっと別のか所で出会い学習というのが行われているということについて記述するという。そういった、記述する方法や場所も考えて修正をお願いしたいと思います。
伊藤委員	後ほど、評価書の中で質問させていただこうかと思ったのですが、1～3ページが飛ばされるということでしたので、急遽発言させていただきます。 2ページの子どもの人権の部分ですけども、その中に「適切な助言や指導を行った」と記載されています。私はこの「適切」という表現がちょっと違うのではないかと思います。後ほど、谷口委員の方から、評価書の子どもの人権のところで説明があるかと思いますが、この中では「学級支援サポーター、母子保健推進員の資質が課題となるので研修を充実されたい。」というような表現もあります。更には、報告書の中の119ですけども、「友人関係による馴れ合いにより苦悩する児童生徒が増えています。そのため、生徒指導上の課題の早期発見・早期対応を図ります」というような表現が書いてあるのですが、3つほど適切でないということの事例を申し上げます。 私、下は幼稚園の年長さんから上は中学校の2年生までの、津市内の各学校の生徒さんとお会いする機会があります。そのなかの1つ目の事例ですが、男の子が私のところにやってきて、明日学校を休むと言ってきたのです。なぜですかって聞いたら、いじめられるからと言われたのです。先生に言ったかって聞いたら、先生に言ったけどなにもしてくれない。お母さんには言ったかと聞いたら、お母さんに言ったら休んでもいいと言われました。そういったことが何回も何回も続きました。 2つ目の事例です。いじめから不登校になった生徒さんがいらしてくださいまして、私のところに来ると大変活発な子だったのですが、残念ながら学年の途中で学校に戻ることなく他の施設に行かれた方がいらっしゃいます。 3つ目の事例が、同じ学校の同じクラスの生徒さんがお二人います。かれこれ私の所へ来て2年になるのですが、来てから一時間くらい一緒にいるのですが、全く目を合わそうともしないですし、声をかけることもありません。お二人に話を聞いたところ、「別に」という回答です。学校ではどんな生活をしているのかなと思ひまして聞いたところ、学校では他の生徒さんとは活発な話し合いや遊びをしているようでございました。私が月に数回お会いするこの子らが変だなと感じているのは、毎日お会いする学校の先生なら多分勘づいているのだらうと思います。 こういうふうに、適切に処理されたという表現はちょっとおかしいのではないかなと思いますので、敢えて発言させていただきました。
楠本副会長	「適切」なという語句は相応しくない。「学級支援サポーター、スクールカウンセラーを配置して適切な助言や指導を行った。」の文の、「適切な」という言葉を削除すれば、相応しい表現になっているというふうに考えてもよろしいでしょうか。そのようなご提案なのですが、「適切な」という表現を加えればすべてうまくいっているように誤解されかねない、行き届いていない部分も当然あるかと思いますが、「適切な」という部分を削除するというご提案ですがそれでよろしいでしょうか。 他にありますでしょうか。それでは、1ページから3ページまでの取組状況についてというところは、これで審議を終えたいと思います。

	次に、進捗状況の評価の方に移りたいと思います。4ページから7ページの「総合的な評価・提言」については、8ページ以降の「施策別の評価・提言」を検討した後に、全体評価ですのでそこへ戻ってきて検討するというにしたいと思います。このような順番で進めていきたいと思います。 それでは最初に、8ページの「人権啓発の推進」です。評価ランクはCということになっています。ご担当いただいたのは谷口委員と青木委員です。 まず事務局の方から説明をお願いします。
事務局(西澤)	8ページの今後の取組についての提言を読ませていただきます。 新型コロナウイルス感染症の拡大によって、社会の状況が大きく変化した。今まで潜在化していた差別意識が明るみに出て、人権侵害が誰の中にでも起こり得る身近な問題になった。集団心理の怖さ、社会的弱者へのしわ寄せを実感している人も多いように思う。人権侵害を未然に防ぐために、あらゆる分野での啓発を工夫して継続する必要がある。 人権に対する意識は一人一人が身近な問題、自分の意識の問題として捉えない限り社会は変化しないし、そのための啓発事業でなければならない。地域の実情にあわせた取組や講演会、研修会等は継続して行うことに意義がある。 津市においても、地域との関係を持たない人や外国籍の人が増えているので、受け取る側に立った情報発信を工夫しなければならない。SNSは、発想と工夫次第でより多くの人への啓発の推進になるので積極的に活用されることを望む。 以上です。
楠本副会長	8ページの「2 今後の取組についての提言」という部分を説明していただきました。その部分を中心に8ページの「人権啓発の推進」の部分につきまして、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
鈴木委員	言葉の部分のところで教えていただきたいです。下から3行目に「津市においても、地域との関係を持たない人」と書かれています。これは、地域との関係を意図的に自分自身から持たないのか、持てないのか、持たされてそういう関係にないのか。持たないという自分自身から持たないというふうに見えるのですが、ここをどうなのかちょっと教えてほしいです。
楠本副会長	今、「持たない」という、本人の意思から地域との関係を断っているという意味なのか、なんらかの事情によって地域との関係を持てない状況にいるということなのか。後者だと「持たない」ではなくて、「地域との関係を持てない状況にある人」という意味で表現した方が適切ではないかというご指摘です。これはやはり、地域との関係が持てないでいるという、そういう状況に置かれている人のことを指しているという意味で考えてもよろしいですか。
高鶴委員	「持たない」というと自分が持たないのですが、例えば障がい者の場合は気づけない。意図的に何かをするのではなくて、そういうスキルがないから、地域の中に溶け込んでいけない人というのは障がい者だけではないと思いますし、中には転居を繰り返してみえて地域との繋がりが薄いという人もいると思うので、「持たない」ではないと思います。「持たない」というと能動的ですよ。でも、結果的にそういうことになってしまうという人のことは、この言葉では表せないのではないかと思います。
楠本副会長	今、二人の委員から「持たない」ではなくて「持てない」という、本人の意思によってではなくて、何らかの状況のために持てなくなっているとい

	う。そういう意味を含めて、「持たない」ではなくて「持てない」という表現の方が適切ではないかというご指摘ですが、そのように修正するということでよろしいでしょうか。
谷口委員	担当しております谷口です。 今ご意見をいただきまして、確かに「持たない」というよりは「持てない」という表記の方が実態に則していると思いますので、修正をお願いいたします。
楠本副会長	それでは、この部分は「持たない」ではなくて「持てない」というふうに修正するようにしたいと思います。 人権啓発の部分については、これ以外にご質問・ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 では、評価Cということについて。この評価Cというのはある程度進んだという評価で、全体の評価に重複する部分なのですが、この評価Cというのを維持するというので、その点につきましてご意見ございますか。評価Cというのを維持するというのでよろしいでしょうか。 冒頭で申し忘れましたが、できれば1項目10分くらいということをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 それでは、次は9ページの「人権教育の推進」という部分になります。評価はCになります。ご担当いただいたのは、鈴木委員と金子委員です。まず、事務局の方からご説明をお願いします。
事務局(西澤)	9ページの今後の取組についての提言を読ませていただきます。 目の前の子ども・保護者・住民といった市民対象の人権教育の推進は、何よりも地域社会の実態を知ることからのスタートが重要である。実態分析から何を生み出し、どのような市民意識の学校・地域社会を目ざすのか、具体的な目的・方策を学校等に届ける努力が必要である。 人権教育は仲間づくりが基盤ではあるが、個の高まりを大切に反差別の仲間づくりであることが重要である。また、人権教育が仲間づくりにとどまらず、社会の人権問題を解決するための主体者となる意識の醸成を図られたい。それは、教職員をはじめ職員の意識向上に他ならない。 以上です。
楠本副会長	主として担当いただいたのは鈴木委員ですが、鈴木委員、何か補足することがありましたらお願いします。
鈴木委員	コロナ禍においてさまざまな事業について、なかなか難しいところがあるのですが、それをいろいろ工夫されて、学校教育であつたりとか、社会教育の部分のところでしていただいているというふうに思っています。 ただ、大事なところとして、「それぞれの社会・地域の実態、または子どもたちが置かれている学校の実態」というところは、今後もしっかりと分析をしていただいた上で、取組を進めていただきたいと思います。以上です。
楠本副会長	この項目につきまして、ご意見・ご質問ございましたらお願いします。いかがでしょうか。特にございませんか。 それでは、人権教育の推進の項目について評価Cとなっています。評価について「ある程度進んでいる」、これについて、ご意見等ありましたらお願いします。それでは、この項目は評価Cを維持するというのでよろしいでしょうか。それでは、この項目については評価Cを維持することしていきたいと思います。

	次は10ページ、相談支援体制の充実の部分になります。ここは、川口委員と岩崎委員にご担当いただいた部分になります。ここも評価はCで「ある程度進んだ」ということになっています。これについて事務局からご説明をお願いします。
事務局(西澤)	10ページの今後の取組についての提言を読ませていただきます。 「人権の世紀」といわれる21世紀において、全ての人の人権が尊重され差別のない社会を実現するため、人権侵害の予防・救済等、人権擁護に資する施策の推進は重要な課題である。相談者は、複数の問題を抱えることもあり、個々の相談窓口が他の機関の業務内容等を正確に把握し、守秘義務に留意しながら必要に応じて国、市町村の機関やNPO等の民間機関との緊密な連携を一層推進する必要がある。また、相談・支援体制を支える人材の育成・確保は不可欠である。 以上です。
楠本副会長	ご担当いただいた中で川口委員が今日ご欠席ということなので、岩崎委員の方で何か補足する部分等ありましたらお願いします。
岩崎委員	川口委員と一緒にしっかりと審議させていただいて、私としては変更はございません。
楠本副会長	それでは、この項目につきまして、何かご意見・ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それではこの相談支援体制の充実の項目について、評価はCとなっています。この点についてご意見ありますでしょうか。評価Cを維持するというところでよろしいでしょうか。それではそのようにしたいと思います。 続きまして、11ページのユニバーサルデザインのまちづくりの推進に移りたいと思います。ここでも評価はCになっています。ご担当いただいたのは、金子委員と鈴木委員です。それでは、事務局からご説明をお願いします。
事務局(西澤)	UDのまちづくりは建物（施設含む）だけでなく、道路（歩道・階段）、交通機関、公園等さまざまであり、市内の通学路や生活道路、公園等もUDの視点で整備を進める必要がある。 市民対象にソフト面として、高齢者、障がい者（身体・知的・精神）、難病や内部疾患のある人、妊婦、外国人等に日常的に“声かけ”をする必要がある。市民の意識を変え、誰もが住みやすい津のまちづくりを実現するために、社会参加に積極的に協力する心のUDの考え方をUD事業（市民人権講座）として開催されたい。 以上です。
楠本副会長	ご担当いただいた金子委員の方で、何か補足があればお願いします。
金子委員	いろんな取組を沢山されていると思いますが、ハード面的なものは本当にどんどん進んでいって、このままでもある程度進んでいくと思っているのですが、なかなか人に対する、特に学校講座については子どもたちにはユニバーサルデザインの向上はしていますが、一般の方にはなかなか浸透していないところがまだあるかなと思いましたので、下半分に「UD事業（市民人権講座）として開催されたい」という部分を書かせていただきました。

	去年から言っているのですが、人権講座として直接教育委員会の方にも講座をしてほしいということは話をしたのですが、ここにも書かせていただくことで、前に進めればいいかなと思って書かせていただきました。
楠本副会長	今の補足の説明も含めまして、この項目についてご質問・ご意見ありましたらお願いします。
高鶴委員	いろいろとまちづくりの中で、いろんな障がい者に対する視点というのは出てきているのですが、細部を見ますと私自身が怖いと思っていることが一つあります。私はバスにしか乗れませんので余計に目につくのですが、センターパレスから松菱までのところの歩道で、自転車道のところに沿って点字ブロックが置かれています。視覚障害の人が点字ブロックを触りながら歩いていく隣を、自転車が疾走するという設定になっています。いろんなものが確かに設置はされていますが、そういうところで自分が歩いていくというのは、右利きだったら自転車道を歩きながら点字ブロックを触るしかないですね。ただ設置すればいいではなく、もう少し細かいところが気づけていければいいかなと思います。当事者の意見も入れるというのが大事だと思います。以上です。
楠本副会長	「1 取組の評価」の「交通施設等のバリアフリー化」の部分で、南が丘駅のバリアフリー化について触れていますけど、そういったご指摘を考えると、改良すべき点があるように思います。高鶴委員からご指摘がありましたように、当事者の視点に立ってバリアフリー化を進めるという、その部分はやはり正確に書くべきだと思いますので、最初の提言の部分の2行の文章の中に「当事者の視点に立ってUDを推進する。」という文言を付け加えたらどうかということですけど、金子委員いかがでしょうか。
金子委員	それでいいです。よろしくお願いします。
楠本副会長	それでは、具体的にどのような箇所にもどのような文言で入れるかということについては、事務局の方に一任していただいて、「当事者の視点に立ってUDを推進する。」といった文言を付け加えたいと思います。そのような文言を付け加えるということを前提にして、全体評価Cとなっておりますが、これについてご意見等ございましたらお願いします。
杉田委員	違う意見なのですが、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」のところで、含まれていない部分があったので付け加えておきます。「長寿命化改修事業」と書いてある「学校施設維持補修事業」について、長寿命化計画に基づいて、そこでは「多目的トイレの設置」と表記されていて凄く評価ができるのですが、実は数年前にバリアフリー法が改正されて、小中学校のバリアフリー化が進められるようになりました。文科省はそのための補助金というのを、何年か期限を決めて出すようになってきたというのがあります。そういった長寿命化計画とは別に、小中学校のバリアフリー化を進めることで、障がいのある人もない人も地域の学校への進学やそこでの学びというのが保障されていくようなことを進めていく必要もあります。それがUDのまちづくりにも進んでいくと思いますので、もちろんまちづくりとして建物の整備というのは非常に進んできている部分もあるのですが、多分今期で僕は委員が終わるので最後に言うておくと、そういった津市として小中学校のバリアフリー化というのをどのように進めていくのかという長期的な計画というのものは是非作成していただいて、ユニバーサルデザインのまちづくりというのに努めていただけたらと思っています。

楠本副会長	評価としてはCで問題ないかと思います。以上です。 今のは重要なご指摘だと思います。「1 取組の評価」の2番目の部分、「学校施設維持補修事業（長寿命化改修事業）」のところに、「今後も計画的に取り組んでほしい」と記載されていますが、今の杉田委員のご指摘ですと、これを加速させる必要があるということで、もう少し計画をこれまでよりも加速してこの事業に取り組んでほしいということです。それと、今の部分は取組評価だけではなく、審議会としては「2 今後の取組についての提言」の部分についても、何らかのかたちで書き込んだ方がいいと思うのですが、いかがでしょうか。
高鶴委員	今の杉田委員の発言で思い出したことがありました。 各学校に障がい者トイレを作ればいいのですが、どうしても身体障がい者の人のことだけしか頭にないと思うのです。うちの子が膝を手術して、身体障がい者トイレ使わせてほしいと学校に言ったら物置になっていました。運動部だったらケガもすることもあると思います。そういう人たちも使える筈なのに、うちには身体障がい者の人はいないからと言ってそれを倉庫に使うというのは、考えを改めてほしいと思いました。きっといるはずですよ。だいぶ、水洗化や洋式化されてきていますので、普通の所で用を足せる人もいるでしょうけど、膝を曲げられず真っ直ぐにしないといけないという状態で、普通に入れない人たちもいると思います。 ここに書けないかもしれませんが、障がい者や高齢者や子どもだけではない、きちんとした視点を持っていないと、いざという時にせっかく作ったものが宝の持ち腐れになると思います。以上です。
楠本副会長	今のは、「2 今後の取組についての提言」の部分の第一段落の、施設面で学校のバリアフリー化を適宜進めるべきだという文面と、後半のソフト面についても、せっかくある施設が有効に使われていない、それはソフト面で障がいのある方に対する配慮が行き届いてないということの表れではないかというご指摘です。 今の二つの提言の部分、前半の施設の部分については、「学校のバリアフリー化を加速させる。」という文言を何らかのかたちで入れる。後半のソフト面についても、「せっかくある施設を有効に活用する。」。そういうことについての配慮をする。一時的に機能を失った方のためにも、いつでもバリアフリー化された施設が使える状態を維持することが大事だと。そういう指摘を書き込むべきではないかということですが、金子委員いかがでしょうか。
金子委員	杉田委員に反対ではないのですが、この学校施設の設備は、毎年3～4校にわたって、市が継続的にはされていると私は感じています。予算的な問題もあるので一斉には出来ないと思いますが、一部をのぞいては、凄くお金がかかる大改修なものは終わっていると思います。進んでないこともないですし、予算内で進めていますので、私的には別に加速的と言ったらおかしいですが、一斉にできればいいですけど、いろんなところにお金がかかると思いますので、そんなに急がなくても徐々に進めていけたらと思います。県立高校なんか県が今トイレの状況等を調べていますので、小中学校に対しては私的にはだいぶ進んでいるなと思っています。 杉田委員が仰っているのは、今後どんなふうにしてもうちちょっと計画的にしたらっていう計画案を出したらどうかっていうふうには私は受け取ったので、改修事業を加速度的という部分は捉えなかったのです。私が学校へ行ったとき、必ずトイレを見させてもらっています。改修した後で行っているところも結構あるので

	綺麗ですし、物置なんかになっているところは私が見た限りでは一つもなかったのです。もし差し支えなければ、どこの学校か教えていただけると見に行きたいと思います。答えられなければ別にいいです。 先生方も理解して使えるようにしていただいていると、私的には感じていますので、あえて一時的に機能不全の方が使えるようにというのは勿論分かるのですが、全体のレベルではそんなことはないかなと感じています。皆さんのご意見もお聞かせいただければと思います。
楠本副会長	まずご意見を伺った方も、基本的に「評価C(ある程度進んだ)」ということについて、評価に関わるということよりは、ある程度進んだということを前提にしながらも、この部分についてはより活動的に推進していただきたいという提言だったと思います。そのことを含めまして、今の部分について、学校の中でのバリアフリー化が計画的に進んでいることについてはある程度評価できる。しかし、杉田委員が仰ったように、法改正がされてバリアフリー化が義務化されたということを前提にして考えると、今後一層この部分について積極的な事業の推進をお願いしたいということ、それをあえて書くかどうかについてご意見が分かれているように思います。そして今のバリアフリー化された施設でも、それがいつでも使える状態に保つという。それが、たまたまかもしれませんがそういう事例があったということで、バリアフリー化されていたとしても、それが常に機能するように維持するという意識も重要だというご指摘です。あえて提言の中に書き込む必要はないというご意見もありますが、他の方はなにかご意見はありますでしょうか。
鈴木委員	教育総務課の方が担当になっていると思うのですが、事業概要の部分については、エレベーターであったりトイレであったり、そういったものをバリアフリー化していくというのが、事業概要の目的になっているだろうと思いますので、それ自身はそれぞれされているのだろうと思います。 ただ、先ほど杉田委員が仰ったように、バリアフリー法の改正の部分のお話をいただいた中で大事だなと思った点があります。それは、地域の学校として、子どもたちがそこで生活していくという意識をきちっと持つておく事だと思うのです。先ほど言われたように、急に使わなければいけない状況が起こった生徒さんがいた場合、受け手である学校側の意識の問題だと思いますので、単にここに書き込むことは事業として難しいのですが、教育委員会の方でこのような施設を作っていく際に、地域の子どもたちをきちっと受け入れていくんだ、そのための大切な事業なんだということを学校へ伝えていただけるようなかたちにしていただける方がいいと思っています。ここへ書き込むのはなかなか難しいのかなと思いますが、人権の担当の方からこういった事業でこういう声があるんだということを伝えていただくことは大事だと思います。
楠本副会長	今の問題点として、今後現場に伝えてほしいということはあっても、提言の中に書き込むというのは無くてもいいのではというご意見ですが、他にご意見いかがでしょうか。提言の中に書き込むということではなく、「1 取組の評価」の中に書き込むということではいかがでしょうか。今後も計画的に取り組んでほしいということですが、より加速度的に取り組んでほしいというふうに、「1 取組の評価」の中に、よりこれまで以上に積極的に取り組んでほしい旨を書き込む。そして同時に、UD化された施設が常時使えるように配慮をしてほしいという部分も、「1 取組の評価」の中に書き込む。「2 今後の取組についての提言」については、原案通りを維持する。そういうことでいかがでしょうか。何かご意見等ありますか。よろしいでしょうか。それでは、「1 取組の評価」の部

	分に、ご意見あった部分を取り入れたいと思います。「今後も計画的に取り組んでほしい。」という表現をさらに「加速させる」ということ。それから、既にUD化されているものでも、それを常に維持することに意識を向けるということについて書き込む。提言についてはそのまま維持する。そのようにしたいと思います。 そして、評価Cということについて、先ほどご意見いただいた方もCの評価は維持というご意見でしたが、他の委員の方は何かご意見ありますでしょうか。
原田委員	この人権施策自体が、すべての人の人権は尊重されるとか、差別を無くするための施策でないと意味がないということを考えたときに、2016年に施行された障害者差別解消法も「合理的配慮がされないことも差別である」というふうに言っている以上、杉田委員・高鶴委員が仰ったことは、障がい者ばかりで公共施設を利用できないという差別の実態だと私は考えます。だからこそ、「2 今後の取組についての提言」についても何らか触れていく必要があるのではないかとどうしても思うのですが、いかがでしょうか。
楠本副会長	やはり、提言の中に何らかのかたちで書き込むべきだということでしょうか。 提言では「UDのまちづくりは建物（施設含む）だけでなく、…」という表現になっていますが、特にこの提言の部分は学校施設というのが強調されないかたちになっています。例えば、「とりわけ学校施設において整備を進める必要がある」とかという、そのような表現にすれば、学校施設について、より積極的に進めてほしいという意図が伝わるように思いますが。大きく提言の部分を変えするというわけではなく、学校施設というのを特に取り上げる言葉が無いので、それを改めて言及する形で、学校施設のバリアフリー化の推進を強調するという方法もあるかと思うのですが。
高鶴委員	学校のトイレなんかは洋式化が進んでいますので、私自身はあまりそういうふうには思わないです。ただ、一時的にでも機能不全に陥る人が尊厳されていない運営の仕方だと思うのです。ですので、上の評価のところに書かなくても、どこかに障がい者トイレは何も障がい者だけではなく、一時的に機能不全に陥った人や、子ども連れの人とかいろんな人が利用できるようになっていきますので、そういうことを必ず想定して運用してほしいという思いで発言させていただきました。以上です。
楠本副会長	提言の部分について、何らかのかたちで書き込むかどうかということなのですが、書き込むとすると、今高鶴委員も仰ったように、施設・設備面の整理だけではなく、ソフト面(意識の面)でも含むとすると両方書き込む必要があるということなのですが、それについては委員の間で提言にまで書き込む必要はないというご意見と、書き込んだ方がよいというご意見がありますが、どうでしょうか。提言の部分は維持しつつ、「1 取組の評価」の部分について、改めて今の2点を盛り込む。「学校は他の施設よりもこれまで以上に、積極的に取り組んでほしい。」という点。そして、せっかく作られたUDの施設でも、それをいつでもだれでも使えるように維持するという、そういうソフト面も重要だという点。その2点を「1 取組の評価」の部分に書き込むということではいかがでしょうか。原田委員、やはり提言の部分に書き込むべきでしょうか。
原田委員	この議論は記録として残っていくのですよね。なので、こういったことを踏まえての提言であるというところが、担当課も含めて確認をされていくのであれば、このままでいいです。

楠本副会長	それでは、議論があったということを明確にするためにも、取組の評価の部分について修正を加えて、提言はそのままの状態を維持するということによろしいでしょうか。 それでは、評価自体はCを維持するということによろしいでしょうか。では、評価Cを維持して、「1 取組の評価」の部分に2点修正を加えるということで行きます。
高鶴委員	「当事者の視点に立って」という文言も付け加えていただければと思います。
楠本副会長	「当事者の視点に立って」という部分を、提言の部分に入れるということですね。それは意見が一致しましたので、取り入れたいと思います。 続きまして、12ページ「市民活動の組織などとの連携の推進」という部分になります。これは青木委員と谷口委員にご担当いただきました。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局(西澤)	新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の影響を受け、市民の生活は苦しさを増し、抑圧された不安や不満が他者への攻撃に転嫁されやすく、人権侵害につながる可能性が大きい。行政や活動主体がそのような実態を十分に把握し、それに基づいた実践が行われることを強く望む。 以上です。
楠本副会長	青木委員、何か補足すべき点があればお願いします。
青木委員	提言のところにたくさん書かせていただいたのは、生活が苦しい人を支援している中で追い詰められた人が、差別者の側にまわってしまうという実態が多々見られます。絶対に差別をしたくない人たちが、苦しみのあまり誰かを攻撃してはならない、そういった心情になり、ついつい誰かを攻撃してしまうという。ですが、その人が安心して、負担を解消していけたら、自ずと軽減されていくのですが。そのようなことがなされていかないと、差別者になりたくない・してはいけない人たちを差別者にしてしまう。そういう実態があるということを、いろんなところで意識する必要があるのではないかと思います。書いていただきました。
楠本副会長	コロナの影響で、立場の弱い人がこれまで以上にストレスがかかっているということを、提言の中に入れるという。特にコロナ禍の影響ということを考慮すべきだと言われているわけですが。この点について、質問・ご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、提言の部分についてはこれでご賛同いただけたということで、評価のCについては、何かご意見ありますでしょうか。評価Cを維持するということによろしいでしょうか。では、そのようにしたいと思います。 続いて13ページです。「分野別施策」に入っていきます。まず「同和問題」についてです。これについては、鈴木委員と金子委員にご担当いただきました。まず、事務局からご説明をお願いします。
事務局(西澤)	格差が広がり深刻化している社会の中で新たな人権問題も発生し、インターネット上では、人権侵害や差別が放置され、助長・拡大されている。部落差別解消推進法には、同和問題の解決が行政の責務であると示されているが、従来どおりの取組を単に踏襲するのではなく、あらためて部落差別の現実を把握し、その解決に向けた人権施策を実施すべきである。そのためには、津市人権施策基本方針

	にうたわれているように、今回の提言を津市人権施策推進会議において検討し、人権施策を全庁体制で推進されたい。また、人権施策推進員が各課における取組を検証し指導することを期待する。 以上です。
楠本副会長	鈴村委員、何か補足すべき点があればお願いします。
鈴村委員	また後の評価のところ、皆さんにご検討いただけたらと思うのですが、まとめのところに、「まだ十分とは言えない」という文言を書かせていただきました。というのは、実際に部落差別の現実の把握というのが、津市内では中々難しいとかかれていない状況がやはり見えてきています。取組自体はしていただいているのですが、実態に合っているのかということについては、中々評価しにくい部分があったかなと感じています。以上です。
楠本副会長	今の補足意見も含めまして、何かご意見ございましたらお願いします。
原田委員	2点お願いしたいことがございます。 1点目は、同和問題は解決するための施策である以上、先ほども仰っていただいたように、市内における差別の現状を踏まえた施策を展開されるべきだと考えています。その上で、2017年に実施された市民意識調査の中で、例えば、子どもの結婚相手が同和地区出身者と分かったら3割は反対をしたりとか、同和地区の物件を拒絶する市民が一定数いることも、客観的データとして明らかになっています。そういった意識が結婚や物件の購入などにおいて、自分に関係したときに、差別として現れていくことから、特に市内においてどのような被害の実態というか、被差別の現実があるのか、改めて把握されることを、今後の取組として強く要望できたらと思っています。そのあたりが、「2 今後の取組についての提言」の4行目の、「部落差別の現実を把握し」というところに含まれていると思いますが、特に市内の被差別の立場の現実の把握といったあたりを強調していただけたらということが1点目です。 2点目は、地域に密接している隣保館等が、1点目で言わせていただいた実態を把握していきやすいとか一番見えやすい施設ではあると思うのですが、差別への不安とか悔しさとか辛さなんてものは、自然に多くの人に分かってもらえるものではないので、待っていても見えないからこそ、そういった現実を掴んでいる必要性みたいなものを、隣保館の職員を始め市の職員が、どこまで認識してもらっているかあたりで、これも「2 今後の取組についての提言」の下から2行目に含まれていると思いますが、職員研修の充実化というあたりも必要になってくるかなと思っています。そのあたりが含んでいただいていると思いますが、より今後の取組として反映されていくといいなという意見です。
楠本副会長	「2 今後の取組についての提言」の上から4行目の、「部落差別の現実を把握し」という部分について、より実態を把握するための努力をするという。それをもう少し強調すべきではないかという点。下から2行目の「人権施策を全庁体制で推進されたい」という部分について、職員の意識をより高めるような取組をすべきではないか。その2点をさらに強調して書き込むべきであるという。
原田委員	すみません、先ほどと一緒に、そのあたりを含んでいただいているということを確認できたら、もうそれで構いません。
楠本副会長	今の件について、鈴村委員いかがでしょうか。

鈴村委員	今言っていただいた部分は、実際に含んでいます。 やはり、市民意識調査のところから、基本方針の方も今回見直しをされているのだらうなと思っています。ただ、被差別の立場の方たちの声というのは中々聞こえにくい状況があります。私共もこの前もお話させていただいたように、津市内のいろんなところをまわらせていただいて聞かせていただいたところ、相談がないということを行政の方が仰られます。聞いていたときに、相談したい部分もいっぱいあるんですけども、相談されていないという実態があるのです。それはなぜかと考えていったときに、住民に対して関わっていただく職員の方たちの研修に尽きるのかなとは私は思っています。ですので、職員の方たちが自信をもって、地域の住民の方たちの声を聞けるような職員研修体制というのを取っていただきたいと思っています。それをするためには、庁内全体の中で議論をしていただき、こういった差別の現実があつて、だからこそ人権施策が必要なんだということを全庁的に意識していただくことが大事なのかなという思いがあつて、ここに書かせていただきました。
楠本副会長	今の2点については、提言の部分に書き込まれている事項ということです。実態把握については、よりいっそう留意すべきだという点。そして、より相談しやすい体制を作るために、職員の研修をさらに進めていくべきだという点。すでに書き込まれているとのことですが、これら2点について、留意するという点を前提にして、この提言をこのまま維持するというご承認いただきました。 他の方、何か質問・ご意見ございますでしょうか。それでは、今の2点についてのご指摘を留意するというので、この提言のまま維持したいと思います。 また、この評価Cということについて、ご意見ございましたらお願いします。評価Cを維持するというのでよろしいでしょうか。 それでは、この同和問題についてもこれで、原案通りでいきたいと思います。 それでは、14ページの「子どもの人権」に移りたいと思います。それについては、谷口委員と青木委員にご担当いただきました。事務局からの説明をお願いします。
事務局(西澤)	昨年に引き続き感染症対策をとりながらの生活は、子どもたちの心と身体の成長発達に大きな影響を及ぼしている。少子化が進み、子どもの総数が減少している中でも、児童虐待通報は増加し、いじめ、自殺、不登校の深刻化等、ますます子どもが生きづらい社会になっている。虐待で命を亡くした子どもの報道も後を絶たない。津市においても要支援家庭（子育てが困難な家庭）も年々増えている。 地域の関係が希薄になり、情報がSNSなどに頼る傾向が増す状況の中、子育ての孤立化を防ぎ、子どもたちが多様な価値観に触れる地域との関わりが必要である。子どもたちが自己肯定感を持ち、基本的人権が認められ、子どもの主体が大切にされる社会に変えていく必要がある。 平成28年の児童福祉法の改正で、子どもを権利主体とする、子どもの権利の明確な位置付けがなされた。更に令和5年4月に子ども家庭庁ができるのに伴い、「子ども基本法」が令和4年6月15日に国会で可決成立し、令和5年4月1日公布される。津市においても子どもの状況を深刻に捉え施策に取り組む必要がある。そのためには、あらゆる施策に子どもの権利保障の網掛けができる津市の子どもの権利条例が制定されることを切に切に望む。 以上です。
楠本副会長	これにつきましては、ご担当いただきました谷口委員、補足すべき点がありましたらお願いします。

谷口委員	特にありません。本当に何年も言い続けている、津市の子どもの権利条例が制定されるということですが、だんだん社会が変わっていききましたので、以前はすごく特別なこととして捉えられていたあたりが、変化していくことを期待しております。
楠本副会長	この項目につきまして、ご意見・ご質問ありましたらお願いします。
金子委員	別に間違いではないのですが、この下から4行目に「令和5年4月に子ども家庭庁」と記載されていますが、ここ「子ども」の表記はひらがなの「こども」でネットでは出ていますので、これはひらがなの「こども」のことではないかなと思います。そして、その下の「令和5年4月1日公布される。」という表記の「公布」も「施行」に変えた方がいいのではないかと思います。「子ども基本法」の表記もひらがなだったと思うのですが、いかがでしょうか。
楠本副会長	事務局の方で、これについては正式名称を確認した上で、表記を正式名称に合わせたものに修正するというところでよろしいでしょうか。それと、「令和5年5月1日公布される。」というのは、これは「施行」だと思いますので、その点についても改めて確認して、文言の修正をするということをお願いしたいと思います。
事務局(藤田)	確認して修正させていただきます。
楠本副会長	そのように、法の正式名称と施行日を確認するということで、「公布される」という文言は「施行される」という文言に修正する。そして、施行年月日についても確認した上で、法の規定に合わせて修正をするということでよろしいでしょうか。それ以外に何か、ご意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、ここの部分については評価Cということになっていますが、これについてご意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、評価Cを維持するというにしたいと思います。 それでは、次の15ページ「女性の人権」につきましては、川口委員と岩崎委員にご担当いただきました。事務局からご説明をお願いします。
事務局(西澤)	日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めている。また、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法等、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備されている。男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められているが、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題がある。例えば、雇用の分野においては、管理職に占める女性割合が少ないことや男女間の賃金格差等、男女共同参画が十分とはいえない状況がある。また、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等からの暴力、ストーカー行為など、男女共同参画社会の実現を妨げる人権侵害も続いている。今後も女性の人権施策は必要不可欠である。 以上です。
楠本副会長	ご担当いただきました川口委員が、今日ご欠席ですので、岩崎委員、補足すべき点がありましたらお願いします。

岩崎委員	私の意見ですが、段々と男女平等というか、女性の差別意識が段々と向上してきて、いい時代になってきたなと思うのですが、職場において５０％と５０％とで平等ということは、必ずしもその職場によりますので、５０％と５０％というのにならなくてもそれは平等であるとは思っております。確かに、入社する時に男性が５名で女性が１名採用される場合、上に上がってきたときに女性が管理職になる場合に、女性の管理職が少ないという、そういうこともまた言えないと思いますので、精神的に平等ということも必要だなというふうに思います。以上です。
楠本副会長	今の補足の説明も含めまして、何かご質問・ご意見ありましたらお願いします。
佐藤委員	「１ 取組の評価」の下から２番目にある「審議会等への女性の登用促進」の冒頭の表現、「例年より積極的な女性の参画が得られるよう働きかけをし、」とありますが、私が報告書を見た限りでは、例年より積極的な取組というのは読み取れなかったのです。もう一度、報告書にもどって見てみました。報告書の５０ページの１５０番です。そうしましたら、提言とコメント欄に、「例年、より」という表現が２箇所出てまいりました。「例年、より積極的な女性の参画が得られるよう働きかけをし、」のように、「、」が入るのと入らないのとでは意味が全く違うわけですね。多分、この表現を基に評価書を書いたと思いますので、できましたら「例年、より」ということで「、」を入れていただけたらと思います。 それから、同じ「審議会等への女性の登用促進」の最後の部分です。「早急に５０％以上になることを期待する。」とありますが、５０％以上ということだと、例えば９０％でもいいわけで、男性の意見を全然聞かない審議会でもいいのかということになりかねませんので、５０％以上ではなく、「４０～６０％になることを期待する」というような表現にしたらどうかということで、提案を申し上げます。以上、２点です。
楠本副会長	まず１点目は、「例年より積極的な」ということにしますと、比較表現になってしまった、これまで以上に積極的にやったという意味に読まれかねない。そうではなく、いつもの年と同じように少しでも良くなるように、より積極的な女性の参画が得られるようにという趣旨ではないか。そうであれば、「例年」の後に「、」を入れた方が、より正確な表現になること。 それから、３行目の「早急に５０％以上になることを期待する。」というのは、４０～６０％の間が適当ではないかとのことですが、基本的には均等になることを目指すということですよね。ですので、「５０％以上」の「以上」を削り、できる限り５０％に近づけるという努力をすればいい。そういう意味で言うと、「以上」という表現にすると、多ければ多いほどいいという意味に捉えられかねないので、「以上」という言葉を削除すればいいと思うのですが。
高鶴委員	男女比の極端な差が出ないようにみたいな表現の方がいいのではないのでしょうか。５０％なんて数字、守らなければいけないのかという。適材適所ということもありますし。
楠本副会長	基本的には、男女が共同して参画する社会ということであれば、男女比がほぼ５０％で社会が構成されているということであれば、必ず５０％でなければいけないということはないとしても、できる限り５０％を目指すということなので。

楠本副会長	基本的に５０％という数値目標を入れるかどうかなのですが、取組についての評価の部分ですよね。各事業がどういうことを目指して進めようとしているかということなのですが、５０％を出来る限り早急に目指して取り組んでほしいという表現で書くか、それとも数値目標は入れなくてもいいというふうに考えるかだと思うのですが、ご意見お持ちの方をお願いします。
佐藤委員	数値目標は絶対必要だと思います。先ほど言いました、報告書の１５０番のコメント欄の最後の部分ですね。「５０％に近づきたいものです。」という表現がありますので、これを活用して、「早急に５０％に近づけることを期待する」というような表現にされてはいかがでしょうか。
楠本副会長	今の案は、５０％に近づけるという、必ずしも達成しなければいけないというわけではなく、出来るだけ男女半々に近い方が望ましいという意味で、「早急に５０％に近づけることを期待する」という、そのように表現するということでしょうか。それでは、今の部分は、「以上」という表現という表現は取っていただいて、「早急に５０％に近づけることを期待する」という表現に修正すると。 そして、評価の部分ですが、評価Ｃを維持するということにご意見ありましたらお願いします。評価Ｃを維持するということでしょうか。ではそのようにしたいと思います。 次、１６ページの「障がい者の人権」というところにいきたいと思います。ご担当いただきましたのは川口委員と岩崎委員になります。では、事務局から説明をお願いします。
事務局(西澤)	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むには、さまざまなバリアがある（物理的バリア：交通機関や建築物等の物理的障壁、制度面のバリア：就業や生活に関わるもの、情報面のバリア：視覚や聴覚などの障がいによる情報入手やコミュニケーション面での不利益、心のバリア：障がいのある人への無理解や偏見などから生じる人間の心に起因するもの）。このようなバリアを取り除き、障がいのある人が生活において制限を受けないようにする「バリアフリー」の社会が求められている。そのためには、障がいのある人に対する正しい理解や配慮が不可欠である。障がいのある人も、健常者と同じく尊厳のある生活を送れる社会をめざし、取り組まれない。 以上です。
楠本副会長	これについて、岩崎委員、補足すべき点がありましたらお願いします。よろしいですか。 今の事務局からの説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いします。
杉田委員	「１ 取組の評価」ですが、１つは特別支援教育研修というところで、最後に「今後の成果に期待する。」と書いてあるのですが、この今後の成果とは具体的に何を指すのかということですね。僕は、特別支援教育を推進することが人権施策の評価書に書かれていることからすれば、障がいのある人もない人も、インクルーシブなところで学ぶことができることが、本来的な取組の成果だと思います。この、「中学校区で実践を行うことができるよう支援します」とあり、今後の成果に期待する。」という部分の今後の成果というのは、具体的に何を指されているのかというのを少し具体的に書かれた方がよろしいのではないかと思います。１点目です。

	「2 今後の取組についての提言」についてですが、例えば障害者差別解消法のできた背景として、障がい者権利条約であるとか、障がい者権利条約の総括所見が日本でまずなされたわけですが、そういったところに立脚しながら、今後の施策を進めていく必要性があるのではないかなと思います。 「1 取組の評価」のところには出てきていないのですが、事業進捗状況報告書の「障がい者の人権」の166番目に、「意思疎通支援事業」というのが出てきています。これは、聴覚障がいや音声・言語障がい者が、公的機関や医療機関への用務等で、手話通訳者の人たちをその人達に派遣するという事業なのです。例えば、民間団体が実施するイベントとか啓発活動等、こういったことをやろうとすると、手話通訳の人の予算というか、もちろん人件費を含めた予算等が必要になりますが、それは主催者である民間団体をお願いしますということで、予算規模が小さいようなところで手話通訳とか要約筆記だとかというような、予算的な措置がなかなか難しかったりというような実情がどうしてもございます。これは、市民活動のところにも関わってくるかもしれませんが、市民が主体的にやろうとする啓発活動や事業に対しても、手話通訳とか要約筆記の人たちを派遣するための費用を負担するようなことが、例えば名古屋市さんとかそういったところでは自治体は位置づけられておりまして、そういったことも今後していっていただけると、とても合理的配慮というか社会参画とか、例えばバリアを解消していくことにつながりますし、社会参画も進むと思いますので、その点少し合わせて考えていただければと思っています。以上です。
楠本副会長	まず1点目が、特別支援教育研修のところの、最後の部分の「今後の成果に期待する。」という部分について、今後の成果としてどのような内容を想定しているかという意見。 それから、提言の部分についてでしょうか。障がい者の権利条約に立脚しつつという、障がい者の権利条約を意識した書き方が望ましいのではないかと、権利条約に立脚しつつという部分をどこかに挿入したほうがいいのかという点。 それと、各種団体が行っている障がい者に向けての啓発活動について、行政として支援するということについて、例えば手話通訳の費用等の補助というような、積極的な支援の部分を含め今後促進するようにお願いしたいということ。この点については、「障害者差別解消法の啓発等」という部分になると思いますが、これの趣旨に沿ったような市民団体の活動の促進・支援を図るという。もしこの項目に書き込むとなるとそうなると思うのですが、そうしたことを書き込んだらどうかというご意見ですが、いかがでしょうか。 「今後の成果に期待する。」という部分については、どのような成果をイメージしているかということについて、岩崎委員いかがでしょうか。
岩崎委員	すみません、少し分かりかねます。
事務局(西澤)	すみません、これは上にあります、講座修了生の修了したことを活かしていけるように、実践が行えるように、今後そのような方向に進むことに期待するという意図であるのですが。
楠本副会長	「講座修了者が学校や中学校区で実践を行うことができるよう支援します。」というのとことですが、どのような実践をするかということをお聞きしたいというのが、杉田委員の質問だと思うのですが。どのような実践、そこまでは記載されてないですね。

鈴木委員	私も、今現在ここに関わっているわけではないのですが、過去にこういった取組とか研修やフォローアップ講座に関わっていた者として、各小中学校区から学校長の推薦で、この育成者研修に参加してもらって、その先生たちを中心に、特別支援を必要とする子どもたちの側に立った、学校の中でどのような子どもたちに支援ができるか、その子どもたちをまずどんなふうに捉えるか。例えば、目に見える暴言であるとか行動が、どういう背景・どういう思いをもってどういうことからそういった行動が生まれているのかという。まず子どもをどう捉え、じゃあその子どもをその捉え方に応じて、どんな支援ができるのかという、そういう子どもの視点に立った、より具体的な捉え方ができる教員の育成を目指す。そして、そういうお子さんが今、各学校で結構いらっしゃいますので、一般的な生活指導とか生徒指導ではなく、そのお子さんの特性を踏まえた取組を行っていくための養成者・育成者を育てる。そして、より身近により近くに味方ができる先生を配置して、すぐ相談ができる、すぐ子どもの様子を見てもらえる、そしてどのような取組をしていけばよいかというアドバイスがもらえる。そういう教員を養成するための研修・事業であったと思います。
楠本副会長	今のご説明を踏まえますと、「今後の成果に期待する。」という部分は、「障がいのある子どもの視点に立った教育に結び付くように期待する。」というふうな表現を用いた方がよいと思うのですが、そういうふうに修正するということでしょうか。 それから、もう一点ですが、「障がい者権利条約に立脚しつつ」という。これも例えば提言の部分の下から4行目の部分ですが、「このようなバリアを取り除き、」というこの文言の前に「障がい者権利条約に立脚しつつ」という文言を挿入するという事で、杉田委員のご発言の趣旨は反映されると思いますが、いかがでしょうか。 それからもう一つは、市民活動の中で障がい者差別や、障がい者の生活向上のための支援をされている人たちに対する行政からの支援を検討するという部分も取り入れたらどうかという意見ですが、この項目としては「障害者差別解消法の啓発等」の部分に該当するのですが、「障害者差別解消法のための啓発活動を行っている団体に対する支援を行ってほしい。」というようなことを1行付け加えるということで、杉田委員のご意見を趣旨が反映されると思うのですが、その点いかがでしょうか。よろしいでしょうか。「障害者差別解消法の啓発等」のところに、市民活動として行われている活動にも行政として支援をするという文言を付け加えていただきたいと思います。その文言等については、事務局に一任していただければと思います。よろしいでしょうか。 それでは、評価Cという評価を維持するということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではそのようにしたいと思います。 では次、「高齢者の人権」ですが、これについては岩崎委員と川口委員にご担当いただきました。それではまず、事務局からの説明をお願いします。
事務局(西澤)	一人暮らしの高齢者が増加傾向にある中、養護老人ホームでは、市内の入所者数の対前年比は大きな増減もなく、利用者も身体状況、精神状況等に応じた支援を受けて安心した生活を送ることができている。しかしながら、原則「要介護3」以上の高齢者が入居できる特別養護老人ホームの数は少なく、入所したくても費用面の要因や希望者が多いこともあり、入居待ち期間が長くなってしまっている状況にある。介護を必要とし在宅生活が困難な高齢者について、希望する施設に容易に入居できるよう、特別養護老人ホームの数を増やす必要がある。 以上です。

楠本副会長	これについては、主としてご担当いただきました岩崎委員の方で、補足がありましたらお願いします。
岩崎委員	高齢者の健康に対して心配されて、いろんな事業がたくさんされております。私もこの立場に置かせていただいて初めてなのですが、感謝しております。最後に提言として書かせていただいたのが、養護老人ホームと特別養護老人ホームというのは、私も一緒と思ったのですが、実は別なのですね。養護老人ホームのことは、いろんな市の報告の中で取り上げられておりまして、人数もそんなに変わらなくて、増減もなく利用者が安心した生活を送ることが出来ていますが、特別養護老人ホームというのは、入所したくても費用の面で中々希望が叶わない、何百人待ちというのをよく聞くのですが、やっぱり人生最後の総仕上げの段階で寂しい思いをしないように、数を増やすということは、私は望むということで書かせていただきました。 書いてからですが、何年か前の過去の市政だよりをたまたま見まして、市長さんの名前で「何年にどれだけ増やしたい」という特別養護老人ホームのことが書かれておりまして、そのことは進展してるのかなあと思うのですが、そのところは特別養護老人ホームのことは全然、市の事業の中では取り上げておりませんので、よろしくお願いしますという思いで書きました。
楠本副会長	今の補足の説明も含みまして、「高齢者の人権」の項目について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いします。
杉田委員	「2 今後の取組についての提言」の部分で、「特別養護老人ホームの数を増やす必要がある。」と書いてある提言ですが、希望する施設に容易に入居できるということが、高齢者の人たちの人権を守ることに繋がるのかもしれませんが、そういった声が多いのは僕も承知していますし、そういった気持ちがあるのはよく分かるのですが、僕自身が思うのは、高齢者になっても在宅で生活し続けるためにどんなことが必要かという視点がまずもって必要ではないかと。そのためのいろんな事業だったり、地域包括支援センター事業だったり、地域包括啓発システムとかということが言われていると思っているのです。いろんな人たちが協力して、その人たちを最後まで地域で支えるためにどうすればいいのかということを考えていくのが、本来的に高齢者の人たちが気概をもって暮らしていける津市じゃないのかと思ったときに、最後に「特別養護老人ホームの数を増やす必要がある。」ということを経後の提言として、皆さんの総意というかたちであればそれでよいと思いますが、そこは提言とは少し違うのかなという気がしますので、発言させていただきました。
楠本副会長	提言部分の下から2行目、「介護を必要とし在宅生活が困難な高齢者について、」の部分から、そこからすぐに「特別養護老人ホームの数を増やす必要がある。」というところへ繋がるのではなく、できるだけ在宅での生活が可能になるようにしつつ、その一方で、それが困難な場合やそれを望まない場合は、特別養護老人ホームに入居できるように施設を充実させると、そういう趣旨だろうと思います。「介護を必要とし在宅生活が困難な高齢者について、できる限り在宅での生活ができるよう支援しつつ、希望する方には…」という表現にしたほうがより丁寧だと確かに思いますが、いかがでしょうか。
鈴村委員	「障がい者の人権」と「高齢者の人権」とで深く関わってくるところだなと思いながら聞かせていただきました。資料に記載されている部分を私がしっかり見てなかったところがあり、申し訳なかったのですが、見させていただいた中

	で、「障がい者の人権」も「高齢者の人権」も個々のそれぞれの人権課題に関わる人たちに対して事業展開をされているのですが、その人たちを支える地域社会というところを如何に作っていくかという部分は、どちらとも抜け落ちているようにしか見えてならないのです。ですので、例えば「障がい者の人権」のところでは言われた、特別支援研修も、今言われている特別養護老人ホームもそうなのですが、そういったところで研修として特別支援教育の中で必要な部分があったとしても、そのところでノウハウをつけていったとしても、地域社会で子どもたちを見ていく、高齢者の方も地域社会の中で生きていくという視点での事業展開があるのかないかちょっと分かりにくいのです。もし、「2 今後の取組についての提言」の中に入れていただければ、そういう地域社会を作っていくような事業展開を人権施策として進めていきたいというのは、入れていただいてもいいのかなと考えました。
楠本副会長	在宅での生活といっても、家族だけに負担がかかるということではなく、地域全体で高齢者の生活を支えるという、そういう視点も必要ではないかというご指摘ですが、先ほど「介護を必要とし在宅生活が困難な高齢者について、」という部分に、「地域社会の取組を含めて、できる限り在宅での生活ができるよう支援する」というようなかたちに文言を入れればよいと思うのですが。いかがでしょうか。
高鶴委員	全体的に見ると、介護されるお年寄りが中心で、ピンピンコロリの人はどうしていくのかというのを思いまして、シルバー人材センターで頑張るしか見当たりませんが、私ももうじき後期高齢者になりますが、お世話にならないように自分で元気にコロリといきたいなと思っていますが、団塊の世代がこれから後期高齢者になっていくなかで、その人たちの能力、それまで生きてきて培ってきたスキルをきちっと発揮できるような津市であれば、多少認知症に落ち込んでいくこともなく、地域に役立てて生きがいをもてるという生き方も可能だと思うのです。介護のお世話をいただくことが中心になっていくというのもどうかと思います。
岩崎委員	「1 取組の評価」の「地域支援事業」の部分に全部当てはまると思うのですが、いろんな運動とか認知機能低下の予防体操とか、高齢者もまだまだ自分で体操して元気になろう。それが地域の支援事業に全部あてはまっていくと思います。高齢とか老人会の活動とかも全部、家に閉じこもらないでそういうところへ出ていかれるという、そういうのが全部あてはまってくると思います。
楠本副会長	今の介護を必要とするような高齢者だけではなく、高齢者になっても積極的に社会に貢献する活動をしたいというふうにお考えの方もいらっしゃるのではないかと。そういう人たちの活動を促進するような、そういう視点も必要ではないかというご意見です。提言の部分は、介護が必要になった高齢者が中心に書かれていて、高齢者になっても積極的な社会活動がもっとしたいとお考えの方についての言及がないということは確かではあります。 そうしましたら、一つの考え方としては、現在書かれている文言の前に「高齢者であっても社会参画していく機会を促進する」ということが、一方で必要である。しかし、他方で介護が必要な方については、養護老人ホームへの入居…」といったかたちで書き分けるということは可能かと思いますが、この提言の前の部分に、高齢者になってもまだまだ社会活動を続けていきたいという方について支援するという内容を一行付け加える。

	それからもう一つは、「介護を必要とし在宅生活が困難な高齢者について、一つは在宅生活を維持できるような支援をしつつ、地域社会の中でそれを支えるような取組を促進する必要がある、しかし、それをした上で、尚且つ施設の入所を望む方については、できるだけ施設の入所が容易にできるように充実させてほしい」といった、多方面に目を配るような表現になって文章が複雑になりますが、それだけ高齢者の要望が多様化していると。一つの方だけに高齢者の要望も当てはまらなくなっていると思われます。 以上で文章が煩雑になりますが、そのような修正を考えられると思いますが、いかがでしょうか。それでは、今のような趣旨で事務局の方で草案を考えまして修正をしたいと思います。事務局よろしいでしょうか。
事務局(藤田)	修正の方向で原案を作成するという事で考えます。
楠本副会長	ではよろしくをお願いします。 そして評価ですが、評価Cを維持していくか修正すべきか、ご提案等ありましたらお願いします。
高鶴委員	ヘルパーステーションとかそういうところは結構ありますし、ケアマネさんも優秀な方がたくさんいますので、評価Cから下げる必要はないかと思います。
楠本副会長	それでは、評価Cを維持するという事でよろしいでしょうか。ではそのようにしたいと思います。 それでは次に、「外国人の人権」に移りたいと思います。18ページになります。ご担当いただきましたのは、青木委員と谷口委員です。ではまず事務局から説明をお願いします。
事務局(西澤)	長期化する新型コロナウイルス感染症や物価の高騰の影響により、生活、教育、医療等の様々な点で課題が生じている。外国人住民の生活実態を丁寧に把握し、それに応じた取組を着実に進められたい。 日本語を流暢に話す外国につながる住民でも、日本語が読める人は少ない。口頭による説明での通訳の必要性和、文書による説明での翻訳の必要性が、全く異なることが十分に考慮されているとは言えない。これらのことを職員に周知し、必要なサポートができるように、研修を進められたい。 以上です。
楠本副会長	主として担当いただいたのは青木委員ですが、青木委員の方で何か補足等ありましたらお願いします。
青木委員	先ほどのバリアフリーのところでも出てきましたが、せっかく整備された設備が十分に活用されているとは言えない現実があるということが、外国につながる人に対する施策でも同じようなことがありまして、長年にわたる取組で翻訳文書等も増えてきました。でもそれが十分に活用されていないという現実もあります。窓口において、言葉の翻訳したものをくださいと言った時に、ありませんと言われたことがあります。窓口の担当の方がありませんて答えられたこともありますので、十分活用できるようにということ。 そして、日本語を話さない人には通訳者さんがついていただいて、翻訳文書を渡していただけるのですが、日本語が流暢に話せるけど日本語が全く読めないという人のサポートが蔑ろにされているということがありますので、そのような研修も是非進めていただきたいと思います。

楠本副会長	今の補足の説明も含めまして、「外国人の人権」の項目についてご意見・ご質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは評価Cという点について、ご意見等ありましたらお願いします。それでは、評価Cを維持するということによろしいでしょうか。では、「外国人の人権」については評価Cを維持するということをお願いします。 続きまして19ページ。「さまざまな人権課題・その他の人権」というところですが、これについて主としてご担当いただいたのは金子委員と鈴木委員です。まず、事務局からの説明をお願いします。
事務局(西澤)	市民人権講座の参加者を増やすことが課題である。広報紙「人権だより」「シリーズ人権」も啓発には有効である。犯罪被害者(家族も含めて)の人権や、アイヌの人びとやインターネットによる人権侵害等、様々なテーマを取り上げて、人権問題に対する市民の理解を深め、差別意識の解消が必要である。 新型コロナウイルス感染拡大により、非正規労働者や外国人の雇止めや解雇で失業者の増加が懸念される。生活困窮者(外国人も含む)が生活保護申請や生活困窮者自立支援金の相談に来庁した時、相談担当者は援護課で解決出来ない事象は、関係各課を紹介するなど親身に相談にのってほしい。 津市のホームページでは多言語情報で、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせが紹介されているが、ベトナム語がないので、表記の検討が必要である。 新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者及び感染者に対する誹謗中傷、偏見や差別が起こらないように啓発し、相談窓口を充実させ、SNSやインターネット上でのデマ・誹謗・中傷も書き込みの監視を強化してほしい。 各課は市民意識調査結果で見えてきた問題に対して、人権施策に活かすことが課題である。 市政アンケート(人権問題)を実施、集計結果を取りまとめ、新たな人権課題を追加し、津市人権施策基本方針の見直しを早急に進めてほしい。 以上です。
楠本副会長	主としてご担当いただきました金子委員、補足する点がありましたらお願いします。
金子委員	ここに書いてある通りで、別に補足はありません。
楠本副会長	それでは、他の委員の方からご質問・ご意見等ありましたらお願いします。この提言内容でよろしいでしょうか。 それでは評価Cについて、この評価で維持すべきかという点についてご意見等ありましたらお願いします。評価Cということによろしいでしょうか。それではそのようにしたいと思います。 これで、個別の人権課題についての検討は終わりましたので、「2 総合的な評価・提言」に移りたいと思います。4ページからになります。まず、事務局からの説明をお願いします。
事務局(西澤)	全体評価・提言は令和3年度評価Cということで読ませていただきます。 人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして、あらゆる分野で取り組まれるべき人権施策事務事業であるが、前年度に引き続き令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から事業の中止、あるいは内容の変更が余儀なくされた。そのほとんどは継続事業であり、例年同様の報告がなされていたり、施策をどの様に人権尊重意識の高揚につなげたのか具体的な

	報告がない事業が見受けられるが、少しずつではあるが改善が進みつつあることから総合評価をC（ある程度進んだ）とした。 令和3年度は、全国水平社が創設されてから100年が経過した。水平社宣言は日本初の人権宣言と言われ、同情や哀れみではなく尊敬されることで人間は解放されるとして、社会にある様々な人権問題の克服に向けた原点となった。しかし、差別や偏見は未だ根絶には至っていない。平成28年に施行された部落差別解消推進法では「現在もなお部落差別が存在する」との認識に立っている。現代は、社会情勢や価値観が大きく変化するとともに、人権課題が複雑化、多様化し、インターネット上では差別を助長する書き込みが絶えないなど、新たな人権問題も顕在化している。次の100年に向き合い、差別のない新たな時代への一歩を踏み出すために、この宣言の精神を改めて見つめ直し、これまで以上に人権施策を推進していく必要がある。 以上です。
楠本副会長	事務局の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、全体評価としてある程度進んだCという評価ですが、この評価について、ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、全体評価Cを維持するというで行きたいと思います。 熱心なご審議ありがとうございました。 以上で進捗状況の評価を終了したいと思います。 ご意見をいただきました部分についての修正は、会長と私副会長、事務局の方で検討したいと思います、よろしいでしょうか。 それでは本日の議題は終了しましたので、事務局にお返しします。
伊藤委員	終了間際に申し訳ございません。今審議いただいたのは、令和3年度の事業に対する評価ですよね。毎年申し上げていますが、質問や提言については夏前に出してるかと思うのです。もう少し早い時期に評価書を作って頂いて、少なくとも今年度のどこかに活用できるような提言・評価書になればと思いますので、もう少し早めに実施していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。
楠本副会長	この件について、事務局及び検討委員お願いします。 それでは事務局にお返しします。
事務局(藤田)	委員の皆様、長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。 本日、評価していただいた、評価書については、市長へ報告するとともに、完成版として皆さまに送付した後、市ホームページにも掲載させていただきます。 それから今配っておりますが、前回の審議会でご審議いただきました、基本方針につきましては、前回の審議会でも審議会としての審議が完了となっておりますので、その部分を踏まえて修正させていただいた最終のものを今お配りさせていただいています。これについては、本日市長との協議がございますので、そこに提出する予定でして、それが終われば来年度の議会への資料提供をし、それが終わりましたらパブリックコメントということで、順序立てて進めさせていただきます。最終的に終わりましたら3月にまた、最終の確認ということでこの審議会をさせていただいて、そこで確定とさせていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

	また、来年３月には、次期体制での審議会開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、岡本会長、杉田委員、鈴木委員、田中委員におかれましては、この任期をもって委員が終了となりますので、最後に、お一人ずつ、一言ご挨拶を頂戴したいと思います。 <岡本会長、杉田委員、鈴木委員、田中委員のご挨拶>
事務局(藤田)	どうもありがとうございました。 最後になりますが市民部長の南条よりご挨拶を申し上げます。
金子委員	すみません、１点よろしいでしょうか。 評価書の７ページにある《高齢者の人権》ですが、ここに今回の審議でいろいろお話がありました内容を盛り込んでいただきたいと思います。１７ページの「高齢者の人権」の「２ 今後の取組についての提言」の内容をそのまま写したのになりますので、この部分の訂正をお願いします。 それと、進捗状況報告書でいろいろ提言とか出ているのですが、片岡委員はお休みなんです、私の方でいろいろ見させていただきました。団体への補助金の件がすごく、福祉連合会の部分とか見ていると金額でびっくりしたのですが、補助金のあり方というのはあくまで、「申請していくら要ります」、「この事業でこういうことをします」という申請がでてから、補助金これだけ出しましょうとか、上限がいくらでっていうふうに決めるべきであって、他の団体に比べて突出していて、この中でどんな活動をしたかというのが分からないのです。今年度は補助しているかもしれませんが、補助金のあり方についても一度検討していただけたらと思います。対象の項目は１６５になります。「回答」の欄に団体ごとの補助金の金額が記載されていますし、ここにも提言とかもいろいろ載っていますので、ご参考いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。 すみませんでした、失礼します。
市民部長	本日は長時間にわたり、ご審議をいただきましてありがとうございました。 委員の皆様から頂戴いたしましたご意見やご提言を踏まえまして、本市の人権施策を進めてまいります。 また、評価の時期についてご意見をいただきましたので、来年度については検討をさせて頂きたいと思います。 今期の任期におきまして、基本方針の見直し案をまとめていただき本当にありがとうございました。今回で退任される、岡本会長、杉田委員、鈴木委員、田中委員、再度お願いをさせていただける委員の皆さま、今後も一人ひとりの個性を認め合い、人権が尊重される明るい住みよいまちづくりを進めてまいりますので、どうじ引き続きよろしくお願いいたします。 本日は審議会のご参加、どうもありがとうございました。
事務局(藤田)	それでは、これで終了させていただきたいと思います。 ２年間、どうも皆さまありがとうございました。